

第12回 制度設計ワーキンググループ  
事務局提出資料  
～新たな行政組織について～

---

平成27年1月22日(木)

- 「電気の小売の全面自由化」がスタートする平成28年までに、行政による市場の監視機能を一層強化することが必要。
- このため、第1弾改正法附則の改革プログラムには、「電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し、平成27年を目途に、独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させる」と規定されている。

## 平成28年目途 (2016年目途)

### 電気の小売の全面自由化

- 電力取引の適切な監視が必要。

〔既存の電力会社と小売ビジネスへの新規参入者が公正に競争しているか。〕

## 平成30～32年目途 (2018～2020年目途)

### 送配電ネットワークの公平な利用

- 送配電部門の中立性確保のための厳格な行為規制の実施が必要。

〔「既存の電力会社から分離した送配電部門」が「自社グループ内の発電・小売部門」を有利に扱っていないか。〕

## 1. 電力取引の適切な監視

### (1) 電力の卸・小売市場の健全性を害する行為の監視

#### 【例】

- 市場への影響力が大きい発電事業者が、自社グループ内の小売部門に対して不当に安価で卸取引を行っていないか。
- 小売電気事業者が、契約に当たり説明を十分に行うなど消費者保護策を講じているか。

### (2) 電力の卸・小売市場の競争状態の監視

#### 【例】

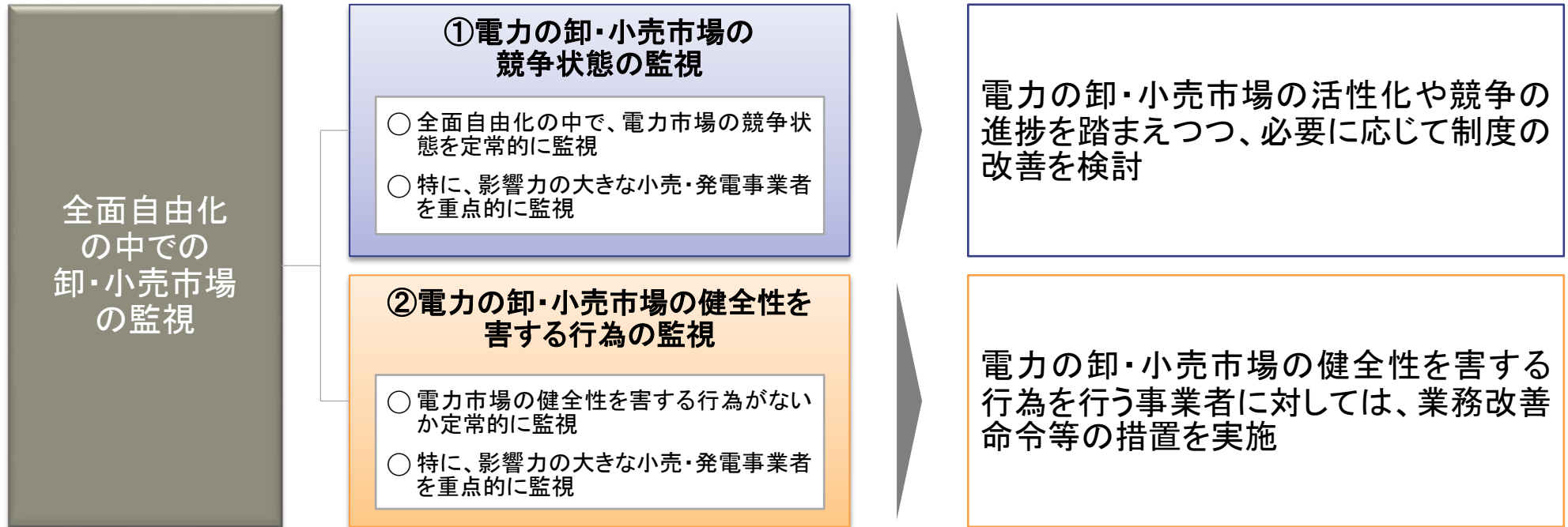
- 発電事業者(旧一般電気事業者等)が十分な電力を卸電力取引所に拠出しているかどうか。
- 小売市場における新電力のシェアは拡大しているか。 電気料金が抑制傾向にあるか。

## 2. 送配電部門の中立性確保のための厳格な行為規制の実施

#### 【例】

- 特定の発電・小売電気事業者を、不当に有利又は不利に扱っていないか。
- 託送料金の水準は適正か(自社グループ内の他部門のコストが料金に転嫁されていないか等)。
- 送配電業務において得られた他の発電・小売電気事業者に関する情報を、自社グループ内の発電・小売事業者の事業展開のために活用していないか。
- 送配電事業者と自社グループ内の発電・小売事業者との資金融通が、通常取引の条件を逸脱する金利水準で行われていないか。
- 送配電事業者の意志決定に関与する取締役等が、自社グループ内の発電・小売事業者の取締役等と兼任していないか。
- 送配電事業者が調整力確保にあたる際、必要スペック(電源の応動時間等)を示さないなど、不透明、かつ、不公正な公募が行われていないか。

- これまで、一般電気事業者の自主的取組のモニタリングをはじめ、制度設計WGにおいて市場の競争状態の監視を行ってきたところ。小売市場の全面自由化(平成28年4月日途実施)の中で、電力の卸・小売市場の競争状態の監視を今後一層強化することが必要。
- さらに、競争状態を監視するのみならず、電力の卸・小売市場の健全性を害する行為がないか等も厳しく監視することが必要。
- このような監視を実効あらしめるため、監視結果を踏まえ、必要に応じて、制度の改善の検討や業務改善命令等の措置を実施する仕組みを設けてはどうか。



※系統運用者による電源調達市場を始めとするネットワーク市場の監視については、別途検討。

※上記のような監視については、平成27年を目途に設立する「独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織」が実施してはどうか。

○取引所取引のみならず、相対取引も含め、卸電力市場が活性化に向かっているかどうか監視する。このため、卸電力取引所のみでなく、卸取引において影響力が大きい電気事業者等から幅広く情報を収集する。

	監視項目(例)	収集すべき情報(例)	情報取得先
卸電力市場の競争状態の監視	<p><b>取引所取引の競争状態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引所における取引量は向上しているか？ － 電力取引の活性化・流動化の指標として監視。</li> <li>取引所における取引価格は一般的な発電コストの実勢に則した水準になっているか？ － 成熟した市場においては、約定価格は市場全体の限界費用に近づくはずであり、価格水準を監視。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各市場(スポット・時間前・先渡)における売買入札量・約定量</li> <li>② 各市場における売買入札価格・約定価格</li> <li>③ 発電限界費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①②卸電力取引所</li> <li>③影響力が大きい発電事業者</li> </ul>
	<p><b>相対取引の競争状態</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相対での電力卸売取引の流動性は向上しているか？ － 経済合理性に即して発電事業者が電力の卸売取引を行っているか監視。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力卸相対契約における契約電力量・契約先・期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全発電事業者</li> </ul>
	<p><b>調整取引の状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インバランス量・料金は競争阻害／参入障壁となる水準にないか？ － 計画同時同量制度及び新たなインバランス算定式の導入により、インバランス発生量は一定程度変化する可能性。インバランス精算単価が需給調整に要している実コストと乖離していないかなど、卸電力市場の競争環境への影響を監視。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 発電事業者別の発電インバランス発生量</li> <li>② 小売電気事業者別の需要インバランス発生量</li> <li>③ 調整電源の発電限界費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①②一般送配電事業者</li> <li>③調整電源の保有事業者</li> </ul>
	<p><b>(旧)一般電気事業者の自主的取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表明された内容に沿った自主的取組が行われているか？ － 2013年3月から行われている一般電気事業者による自主的取組は、引き続き監視。</li> </ul>	<p>(次頁参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸電力取引所</li> <li>旧一般電気事業者</li> </ul>

※影響力が大きい発電事業者:例えば、一定規模以上の発電容量を有する発電事業者

○2013年3月から行われている一般電気事業者による自主的取組については、引き続き監視を実施。

※自主的取組が終了した後の監視項目については、別途検討が必要。

## 監視項目

## 検証すべき論点(例)

## 収集すべき情報(例)

(旧)一般電気事業者の自主的取組	取引所取引	スポット・時間前市場	<b>①</b> 電源供出量は十分か (予備率、数値目標との関係)	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 入札実績、約定実績</li> <li>• 供給力、需要量の実績</li> </ul>
		先渡し市場	<b>②</b> 売買両建ての入札が積極的になされているか	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 両建てでの入札率</li> <li>• 売入札と買入札のスプレッド</li> </ul>
			<b>③</b> 電源供出が限界費用ベースでなされているか	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 入札価格の実績</li> <li>• 限界費用</li> </ul>
		常時バックアップ	<b>④</b> 短期相対融通の市場移行は進んでいるか	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 短期相対融通からの移行実績</li> </ul>
			<b>⑤</b> 新電力の求めに応じ新規需要の一定割合(現行は3割程度)が確保されるよう配慮されているか	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取組実績(契約件数、供給量)</li> </ul>
		部分供給	<b>⑥</b> ベース電源代替となる価格体系となっているか	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 料金体系変更への取組状況 (負荷率別の変更前後の料金変動率)</li> </ul>
			<b>⑦</b> 部分供給の指針に沿った適切な対応がなされているか	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取組実績 (供給パターン別契約件数)</li> </ul>
		(旧)卸電気事業者(電発)電源の切り出し	<b>⑧</b> 切り出しの実施・検討がなされているか	▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検討状況、取組実績</li> </ul>

○影響力が大きい事業者を中心に、卸電力市場の健全性を害する行為がないか監視する。

		監視項目(例)	収集すべき情報(例)	情報取得先
卸電力市場における健全性を害する行為の監視	取引所取引の健全性を害するある行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引所において禁止行為は行われていないか？                             <ul style="list-style-type: none"> <li>卸電力取引所の業務規程で禁止されている行為が行われていないか監視。</li> </ul> </li> <li>価格操作等の不正な入札行動を行われていないか？                             <ul style="list-style-type: none"> <li>約定量・価格について一定程度以上影響力を及ぼしうる事業者については、その入札行動が市場の健全な発展を阻害していないか監視。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 卸電力取引所の禁止行為への該当情報</li> <li>② 売買入札履歴・発電限界費用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①卸電力取引所</li> <li>②影響力が大きい発電・小売電気事業者</li> </ul>
	相対取引の健全性を害する行為 発電事業者による健全性を害する行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響力が大きい発電事業者が、自社グループ内の小売部門対し、他の小売事業者と比較して不当に安価な電力卸取引を行っているか？                             <ul style="list-style-type: none"> <li>発電市場において影響力が大きい事業者が、自社グループ内／他社間で卸取引において不当な価格差別を行っていないか監視。</li> </ul> </li> <li>影響力が大きい発電事業者が、特定の小売事業者に対し不当に高値での卸電力取引を行っているか？                             <ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul> </li> </ul>	電力卸相対契約における契約電力量・契約先・価格・期間等契約条件全般	影響力が大きい発電事業者
	小売電気事業者による健全性を害する行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響力が大きい小売事業者が、発電事業者から不当に廉価での電力取引や発電事業者の不当な困り込みを行っているか？                             <ul style="list-style-type: none"> <li>小売市場での影響力を背景に、取引価格を不当に引き下げたり、不当な契約条件を設定していないか監視。</li> </ul> </li> </ul>	電力卸相対契約における契約電力量・契約先・価格・期間等契約条件全般	影響力が大きい小売電気事業者

※影響力が大きい発電事業者：例えば、一定規模以上の発電容量を有する発電事業者

影響力が大きい小売電気事業者：例えば、一定規模以上の販売電力量を有する小売電気事業者

○小売市場における競争環境が進展しているか、需要家による小売電気事業者や小売料金メニューの選択肢が実際に拡大しているか等を監視するとともに、競争の進展によって料金が実質的に抑制されているかなどの効果を分析する。このため、全ての小売電気事業者から幅広く情報を収集する。

		監視項目(例)	収集すべき情報(例)	情報取得先
小売市場の競争状態の監視	小売市場の新規参入状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>小売市場への新規参入は進捗しているか？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 多くの小売電気事業者の参入により競争環境が進展しているか、小売電気事業者の登録状況を監視。</li> </ul> </li> <li>● <b>小売電気事業者の販売電力量シェアは変化しているか？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 各小売電気事業者の販売電力量等の推移を把握し、小売市場が実質的な競争状態にあるか監視。</li> </ul> </li> <li>● <b>小売電気事業者の参入に地域差はないか？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 地域ごとに競争環境の進展に格差はないか監視。仮に、地域差があった場合には、卸市場のモニタリングで収集した情報(卸相対契約等)とも突き合わせ原因を分析。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域別・電圧別・用途別の契約口数・販売電力量</li> <li>② 特定小売供給約款に基づく用途別の契約口数・販売電力量</li> </ul> <p>※ 現在報告徴収の形で収集している発受電月報(月次調査)による情報も活用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全小売電気事業者</li> <li>② 旧一般電気事業者</li> </ul>
	小売市場の流動性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>スイッチングによる小売電気事業者の選択は活発か？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 需要家による小売電気事業者の選択が実際に行われているか、スイッチング件数の推移を監視。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域別・電圧別スイッチング件数(元・先別)</li> <li>② スマートメーターの導入状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広域機関</li> <li>② 一般送配電事業者</li> </ul>
	小売料金水準の自由化効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>小売料金が実質的に抑制されているか？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 競争の進展により、小売料金が最大限抑制されているか、多様な料金メニューが選択されているか監視。(経過措置料金の事後評価を含む。)</li> </ul> </li> <li>● <b>最終保障・離島供給約款の適用状況</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 需要家が最終保障サービスに過度に依存していないか、離島における料金水準が本土並みに担保されているか監視。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 料金メニュー</li> <li>② 料金メニュー別(又は地域別・電圧別・用途別)の料金収入</li> <li>③ 決算情報等(事後評価関係)</li> <li>④ 料金メニュー別の契約口数(最終保障約款)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全小売電気事業者</li> <li>② 影響力が大きい小売電気事業者</li> <li>③ 旧一般電気事業者</li> <li>④ 一般送配電事業者</li> </ul>

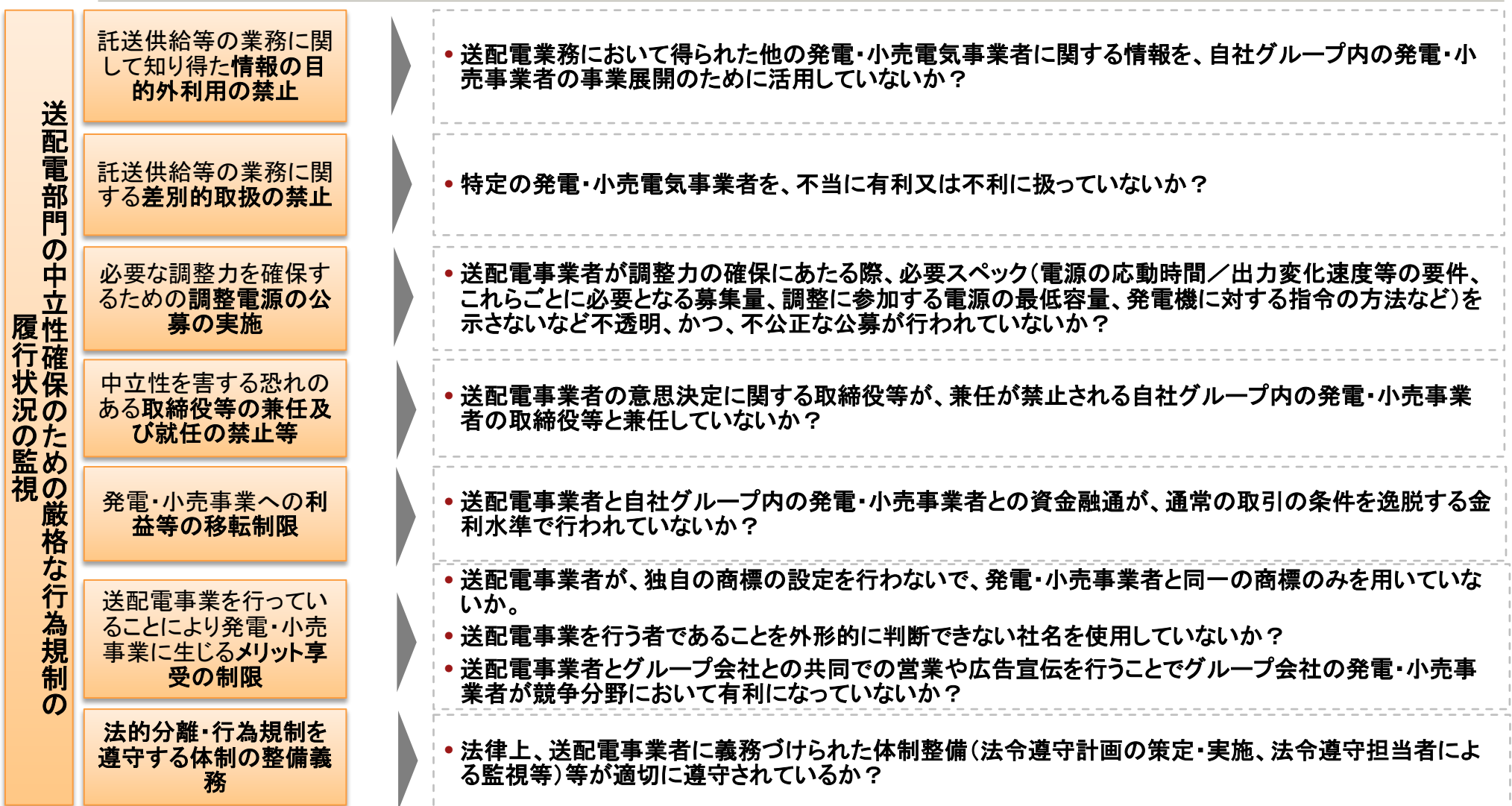


○小売市場の健全性を害する行為や需要家の利益を害する行為を行っていないか監視する。全小売電気事業者に対する定期的な監査・立入検査を通じて情報を収集するとともに、需要家等からの情報提供も活用する。

		監視項目(例)	収集すべき情報(例)	情報取得先
小売市場の健全性・需要家の利益を害する行為の監視	小売市場の健全性を害する行為の監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小売市場の健全性を害する行為が行われていないか、又はその端緒がないか？</li> </ul> <p>&lt;小売市場の健全性を害する行為(一部)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 需要家からの申出による契約の変更・解約を著しく制約する内容の契約条項を定めること</li> <li>● 特定の競合相手を市場から退出させる目的で、競合相手と交渉している需要家に対し、不当に安い価格を提示すること</li> <li>● 解約により一度供給元を他の競合相手とした需要家が、再び元の供給元に戻した場合に料金を不当に高値に設定すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 供給条件(個別の小売供給契約及び標準契約)の内容</li> <li>② 個別案件の精査により抽出された不正行為の疑義がある情報</li> <li>③ 他の小売電気事業者や需要家から行政に寄せられる相談案件の精査により抽出された不正行為の疑義がある情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①②全小売電気事業者(①の個別契約及び②は定期的に監査・立入検査を通じて把握)</li> <li>③需要家等</li> </ul>
	小売市場における需要家保護のための情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 需要家保護のために行うべき措置が履行されているか？</li> <li>－ 小売電気事業者が、小売供給契約に係る料金その他供給条件に関する説明、供給条件及び供給契約に係る書面交付の措置を適切に実施しているか監視。</li> <li>－ 小売電気事業者が苦情及び問合せに適切に対応しているか監視。</li> <li>● その他</li> <li>－ 需要家保護の観点から、料金未収による小売供給契約の解除件数の推移を監視。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 供給条件の説明、書面交付、需要家保護のための体制整備の状況</li> <li>② 苦情及び問い合わせの処理状況(類型別件数)</li> <li>③ 業務改善命令や登録取消を受けた小売電気事業者情報の需要家への公開・周知状況</li> <li>④ 料金未収による契約解除件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①②③④全小売電気事業者(①は定期的に立入検査を通じて把握)</li> <li>①需要家(苦情相談、アンケート等)</li> </ul>

- 発電事業者や小売電気事業者が公平に送配電網を利用できるよう、送配電部門の中立性の一層の確保のための厳格な行為規制の実施が必要。
- このため、送配電部門の中立性確保のため、情報管理、取締役等の兼任等に関する行為規制の遵守状況等の適切性について監視をする。

## 監視項目(例)



### ① 自由化された市場における電力取引の適切な監視

- 卸・小売電力市場における取引の監視(報告徴収・立入検査)
- 事業者への業務改善勧告(説明義務・苦情処理義務違反 等)
- 紛争処理

- 小売料金(経過措置)の認可基準への適合性審査
- 小売電気事業者に対するライセンス基準への適合性審査(苦情処理体制が整備されているか等)
- 行政処分実施の大臣への勧告
- 市場監視ルール等の制定・改廃の原案作成

新組織が高度の専門性を活かし、単独で権限を行使

### ② 送配電部門の中立性確保のための厳格な行為規制

- 託送料金の認可基準への適合性審査
- 一般送配電事業者に対するライセンス基準の適合性審査
- 行政処分実施の大臣への勧告
- 行為規制基準・託送料金算定規則等のルールの制定・改廃の原案作成

- 行為規制(情報の目的外利用・差別的取扱いの禁止、法的分離後のグループ内の人事・取引規制等)の履行状況の監視(報告徴収・監査・立入検査)
- 事業者への業務改善勧告(差別的取扱い、人事・取引規制違反 等)
- 紛争処理

市場監視・行為規制を通じてマーケットや事業者に関する知見を有する新組織が実務を担当し、経済産業大臣に意見具申

⇒ 経済産業大臣が安定供給等の観点を踏まえ、最終的に総合判断を行い、権限を行使

新組織が高度の専門性を活かし、単独で権限を行使

### ③ 安定供給の確保の観点に特化した業務

- 供給命令・使用制限令の発動 等

経済産業大臣が単独で権限を行使

**「電力市場監視委員会(仮称)」の設立**

「証券取引等監視委員会」を参考に、外部有識者5名を委員とする「電力市場監視委員会(仮称)」を設立し、従来にない権限を有する最も強い8条委員会とする。

**特徴**

監視・規制の対象者である電気事業者から「独立」し、電気事業者と伍することができる「高度の専門性(『規制の虜』とならないようにする)」を有する組織。

**独立性**

- 経済産業大臣直属の組織とする(資源エネルギー庁には設置しない)。
- 委員は、個々の職務遂行について誰からも指揮監督を受けないことを明確化するため、「委員は独立してその職権を行使する」旨を条文として明記。
- 委員会の単独行使権限として、証券取引等監視委員会も有していない事業者に対する業務改善勧告等を付与。
- 専属の事務局を設置。

**高度の専門性**

- 委員及び事務局職員は、電気事業、法律・経済・金融・工学の知見を持った専門家から構成(プロフェッショナル集団)。

- 【委員】
- 委員には、電気事業のみならず、法律・経済・金融・工学の優れた識見を有し、常に変化する電力市場の中で、最新の知見を持った人材を任命する必要がある。
  - このため、5名の委員を非常勤とすることで、非常勤でしか勤務できない者も含め幅広い層の中から委員を任命する。
  - ただし、早急に委員会として判断を行う必要がある案件への対応や事務局へのガバナンスを確保する観点から、委員のうち少なくとも常時2~3名が出勤する勤務形態とする。

- 【事務局職員】
- 事務局職員として、外部の専門人材(弁護士、公認会計士等)を積極的に採用する。